

第92号議案

長岡京市公告式条例の一部改正について

長岡京市公告式条例（昭和25年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

規則等の公布の手續及び掲示場の設置カ所数を見直すことにより、事務の効率化を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市公告式条例の一部を改正する条例

長岡京市公告式条例（昭和25年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(規則の公布)</u> <u>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> <u>2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。</u></p>	<p><u>(規則に関する準用)</u> <u>第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p>
<p><u>(規程の公表)</u> <u>第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u></p>	<p><u>(規程の公表)</u> <u>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u> <u>2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。</u></p>
<p><u>(その他の規則及び規程の公表)</u> <u>第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則又は規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「規則」とあるのは「当該機関の定める規則又は規程で公表を要するもの」と、「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者名」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(その他の規則及び規程の公表)</u> <u>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。</u></p>
<p>別表（第2条関係） <u>長岡京市開田一丁目1番1号 長岡京市役所前</u> <u>【削る】</u> <u>【削る】</u> <u>【削る】</u> <u>【削る】</u></p>	<p>別表（第2条関係） <u>長岡京市開田一丁目1番1号 長岡京市役所前</u> <u>長岡京市神足二丁目地内 JR長岡京駅西口</u> <u>長岡京市奥海印寺新度畑20番地 京都中央農業協同組合海印寺支店前</u> <u>長岡京市今里二丁目17番1号 京都中央農業協同組合乙訓支店前</u> <u>長岡京市天神四丁目1番1号 長岡京市立中央公民館前</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。